

(仮称)帯広市強靱化計画 骨子案

第1章 はじめに

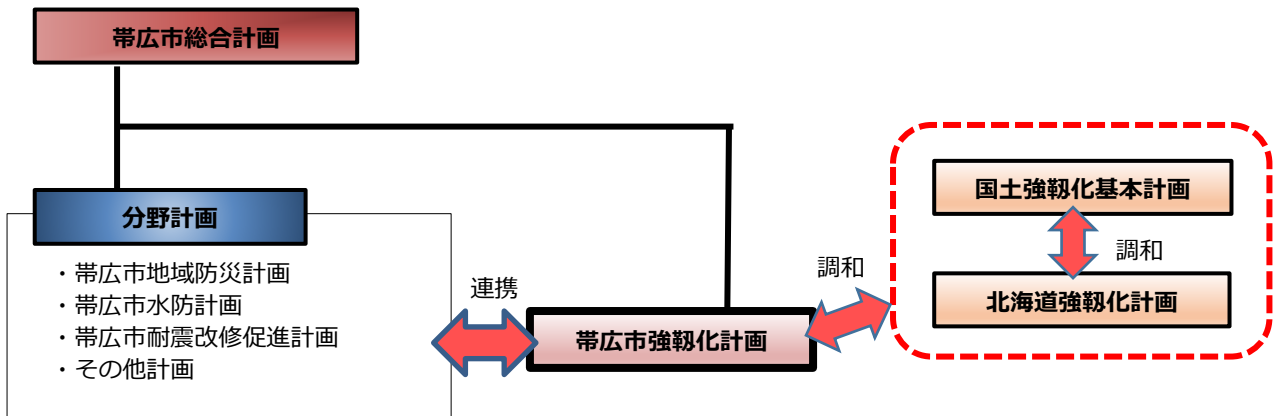
1 計画の策定趣旨

- 国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」が閣議決定。
- 北海道においては、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定。5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定。
- 本市は、平成28年の連続台風による被害や平成30年の北海道胆振東部地震による道内全域での停電など、これまでの災害の経験を生かし、これまでも全世帯への防災ガイドの配布や地域防災訓練の実施、災害時要援護者避難支援計画の推進など、地域の防災対策を進めてきたが、今後想定される大規模自然災害に対する事前防災や減災への取り組みを継続していく必要がある。

そこで「第七期帯広市総合計画」におけるまちづくりの目標のひとつである「安全・安心で快適に暮らせるまち」の実現に向け、市民の生命と財産を守り、被害が致命的なものにならず速やかに回復する地域社会を築くことを目的として、「帯広市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- 本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、帯広市の総合計画と整合を図り、他の分野計画との連携や国・北海道の強靱化計画と調和しながら、重点的・分野横断的に推進する計画とするもの。



3 国土強靱化地域計画と地域防災計画

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後

第2章 帯広市強靱化の基本的考え方

1 帯広市強靱化の目標

- 国や道の目標を参考に、次の3つを目標として設定する。
 - (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と帯広市の社会経済機能を守る
 - (2) 災害に強い地域社会・地域経済の実現と迅速な復旧・復興体制の確立を図る
 - (3) 帯広市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に繋げる

2 本計画の対象とするリスク

- 北海道は、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。
- 過去に本市で発生した自然災害を、今後甚大な被害をもたらすリスクとして想定。
- 本計画で想定する災害リスクは、地震、豪雨、暴風雨、豪雪、暴風雪等の大規模自然災害とする。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- 国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定。それを回避するために必要な施策の取組み状況や課題を整理し、現状の地域の脆弱性を分析・評価。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

リスクシナリオ
「起きてはならない
最悪の事態」の設定

【脆弱性評価】
事態回避に向けた
現行施策の対応力
について分析・評価

推進すべき施策プ
ログラムの策定及
び推進事業の設定

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」および「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本市の地域特性を踏まえ、リスクシナリオを設定。
- 帯広市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定。(裏面参照)

3 評価の実施手順

- 19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の取組状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力を分析・評価。

4 評価結果 ※検討中

- 7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを提示。

第4章 帯広市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定

1 施策プログラム策定の考え方

- 施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。
- また、取り組むべきリスク回避のために、「ハード対策」のみではなく、「ソフト対策」を組み合わせて、19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定 ※検討中

- 施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。
- 目標値の設定にあたっては、「帯広市総合計画」や「帯広市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに掲載されている指標を活用予定。

3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定) ※検討中

- 帯広市総合計画で掲げる「安全・安心で快適に暮らせるまち」という基本目標の実現を図るため、総合計画の取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定。

4 推進事業の設定 ※検討中

- 施策推進に必要な各事業のうち、帯広市が主体となって実施する事業を設定。
- また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

- 計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

2 計画の推進方法

- 計画の推進に当たっては、PDCAサイクルで進め、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、必要に応じて計画の見直しを行う。

リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊